



平成19年11月22日

各 位

東京都港区虎ノ門四丁目2番3号
ト ー セ イ 株 式 会 社
代表取締役社長 山 口 誠 一 郎
(コード番号 8923 東証第二部 JASDAQ)
問い合わせ先 取 締 役 平 野 昇
(T E L . 03 - 3435 - 2864)

内部統制システム構築に関する基本方針の変更について

当社は、平成19年11月22日開催の取締役会において、会社法第362条第4項並びに会社法施行規則第100条第1項及び同第3項に規定される「業務の適正を確保するための体制」に関して定めた「内部統制システム構築に関する基本方針」を下記のとおり変更する決議をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令等の遵守は企業活動において最重要課題のひとつと位置付け、代表取締役社長及び各取締役が主導又は関与して法令等違反が行われないよう、監督できる体制を構築・維持する。
- ②法令等の遵守の重要性をグループ会社の役職員一人ひとりに周知徹底するために、「グループコンプライアンス規範」の啓蒙を日常業務や研修を通じて行い、その浸透に努める。
- ③法令等違反行為又は違反するおそれのある行為等の事実を知った場合の対処方法などの役職員の義務等を、当社内部及びグループ内部に周知し、コンプライアンス体制を推進する。
- ④反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
- ⑤法令等違反行為又は違反するおそれのある行為を監視するモニタリング機能の維持強化に努める。
- ⑥法令等違反行為が行われた場合に、速やかに対応策を講じることができる体制を構築するとともに、必要となる对外公表を適時適切に行う体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①企業活動における情報保存管理の重要性を認識し、情報の作成・保存・管理のあり方を周知徹底するために制定済みの規程等について、適時適切に見直す体制を維持する。

- ②重要な情報の漏洩を防ぐ体制を構築・維持する。
- ③適時開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集される体制を構築するとともに、開示情報に虚偽記載や重大な欠落が起こらないように努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①健全な企業活動の維持継続に障害となるリスク等について、リスク管理規程に基づき、業務所管部署が職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議するなど、日常より認識・分析・評価する体制を構築するとともに適切に管理する。
- ②リスク管理においては、事故事例の把握、社会的価値観の変化、法的規制その他経営環境等の変化に応じて、優先順位を付けて、重点項目から対応策を講じる。
- ③内部監査部はリスク管理状況を監査し、監査結果を代表取締役社長へ定期的に報告するとともに、監査役会へも定期的に報告する。
- ④不測の事態が生じた場合や、リスクが顕在化しそうな事象が生じた場合に、当社内部及びグループ会社内部から速やかに代表取締役社長に報告される体制を充実させる。
- ⑤不測の事態が生じたり、リスクが顕在化した場合には、速やかに危機管理対策本部を設置するとともに、適時適切な情報開示を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営戦略の策定、経営資源の配分、組織の構築、業績管理体制等経営上の重要事項については、取締役会のほか、経営会議、その他の会議体において適宜審議するなど、効率的な意思決定を図る。
- ②経営計画・事業目標の策定にあたっては、職務執行に過度な効率性を求めることのないよう、会社の健全性との適正なバランスを認識し、審議・意思決定を行う。
- ③業務権限規程に従った業務執行が行われるよう体制を整備し、問題点があれば適時に見直しを図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社の役職員に対し啓蒙活動を行い、グループの企業理念、コンプライアンス意識の浸透を図る。
- ②「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対する経営管理を実施するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
- ③子会社と適時適切な情報交換を行い、親会社である当社においても子会社の内部統制体制をチェックする。
- ④グループ会社を利用した不正な行為や、グループ会社間での通常でない取引が発生しない体制作りを推進する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ①監査役の職務を補助するため、担当部署及び使用人を定める。
- ②監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要な人員を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する体制

- ①監査役の職務を補助する使用人を含め、監査役から監査業務に必要な指示・命令を受けた使用人は、当該指示・命令に関して代表取締役社長、取締役、及び執行役員等の指揮命令を受けない。
- ②監査役の職務を補助すべき人員の人事異動、人事評価、賞罰等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役（監査役会）に報告するための体制その他の監査役（監査役会）への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、取締役・使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたとき、及び監査役が報告を求めたときは、速やかに監査役会に報告する。
- ②取締役は、取締役会のほか、監査役が出席する経営会議、コーポレートガバナンス会議、その他の重要な会議において、適時に報告をする。
- ③監査役は、重要な会議の資料、業務執行の意思決定に関する決裁資料、その他重要な書類を適時に閲覧することができる。
- ④内部通報制度により社内・社外窓口に通報があったものについては、早急に監査役に報告する。

9. その他監査役（監査役会）の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、定時株主総会後に開催される取締役会において、監査役会より年度監査役監査計画の説明を受け、監査役監査に対する理解と協力支援に努めるとともに、日常監査指導事項について、積極的に改善に努める。
- ②代表取締役社長、取締役、執行役員及び部署長は、監査役監査計画に基づき、常勤監査役と定期的な意見交換を行う。
- ③内部監査部は、監査役監査計画に基づき、監査役会と定期的な意見交換を行う。
- ④取締役は、グループ全体の監査役監査の質的向上、均質化、効率化を図る目的で、当社及びグループ会社の監査役により開催される「グループ会社監査役連絡会」開催について必要な協力を行う。

以上